

**令和4年度
浦添市民間提案制度実施要項**



令和4年5月

浦添市

浦添市民間提案制度の概要

1 背景

浦添市では、平成 29 年度、平成 30 年度に公共 FM（ファシリティマネジメント）^{※1}に関する施策の一環として、民間の創意工夫等を最大限活用し、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減等を目的に、市有施設の整備や維持管理、その他の事業において、PPP（公民連携）^{※2}を取り入れる「浦添市公共 FM 施策に関する民間提案制度」を実施してきました。

一方、この間、新型コロナウイルス感染症対策に関する諸課題の発生、逼迫する財政状況への対応、新たな市民ニーズへの対応等、様々な課題を抱えながらも市民サービスの向上、持続可能なまちづくりの実現が求められています。

このような状況下で、様々な課題に対応し効率的な自治体経営を実現していくためにも、本市では、公共 FM 施策に関することだけではなく、広く行政サービスに関する施策についても、民間事業者と市が協議し事業化していく民間提案制度を実施していきます。

※1 公共 FM とは、本市が所有又は管理する資産（土地、建物、構築物、設備等）とその環境を最適な状態（最小の経費で最大の効果）で保有し、活用し、運営し、維持するための総合的な資産経営を行うファシリティマネジメントをいいます。

※2 PPP（公民連携）とは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、行政と民間が連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うことです。これまで、行政が行ってきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイディア、資金や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、より施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化などを目指すものです。

2 民間提案制度とは

浦添市民間提案制度は、民間事業者の創意工夫等を最大限活用し、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減等を目的に民間から事業提案を募集し、予算措置などの条件が整った場合に事業化する制度です。

提案が採用された事業者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結して、事業を実施します。ただし、協議が整った場合においても、予算について議会で承認されない等の事由により、事業化されない場合もあります。

3 民間提案制度の目的

民間提案制度の実施にあたっては、主に次の 3 つの目的をもって実施します。

(1) 市民サービスの向上

民間の知恵やアイディア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を活かした充実した施設運営や、機能性の高い魅力ある施設の整備、質の高い行政サービス等を実現することで、市民サービスの向上を図ります。

(2) 地域経済の活性化

民間事業者の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。

(3) 財政負担の軽減

民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用と施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し、市の財政負担の軽減を図ります。また、行政サービスについても、人件費等を含めたトータルコストを縮減し、市の財政負担の軽減を図ります。

4 提案者

民間提案制度における提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、前項に掲げる目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除くものとします。

5 民間提案制度の実施概要

民間提案制度は、次のとおり実施します。

(1) 対象事業リストの公表

市は、公共FMの施策に関する事業、行政サービスに関する事業について、事業の概要、コスト、実施状況等を掲載したリストを作成し公表します。

(2) 民間事業者等から提案

提案を希望する民間事業者等は、対象事業リストに掲載された事業等について、「市民サービスの向上」「行政運営の効率化」「コスト縮減・平準化」「地域経済の活性化」などに繋がる提案（以下「民間提案」という。）を行います。

(3) 民間提案の採否決定と公表

市は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし公表します。

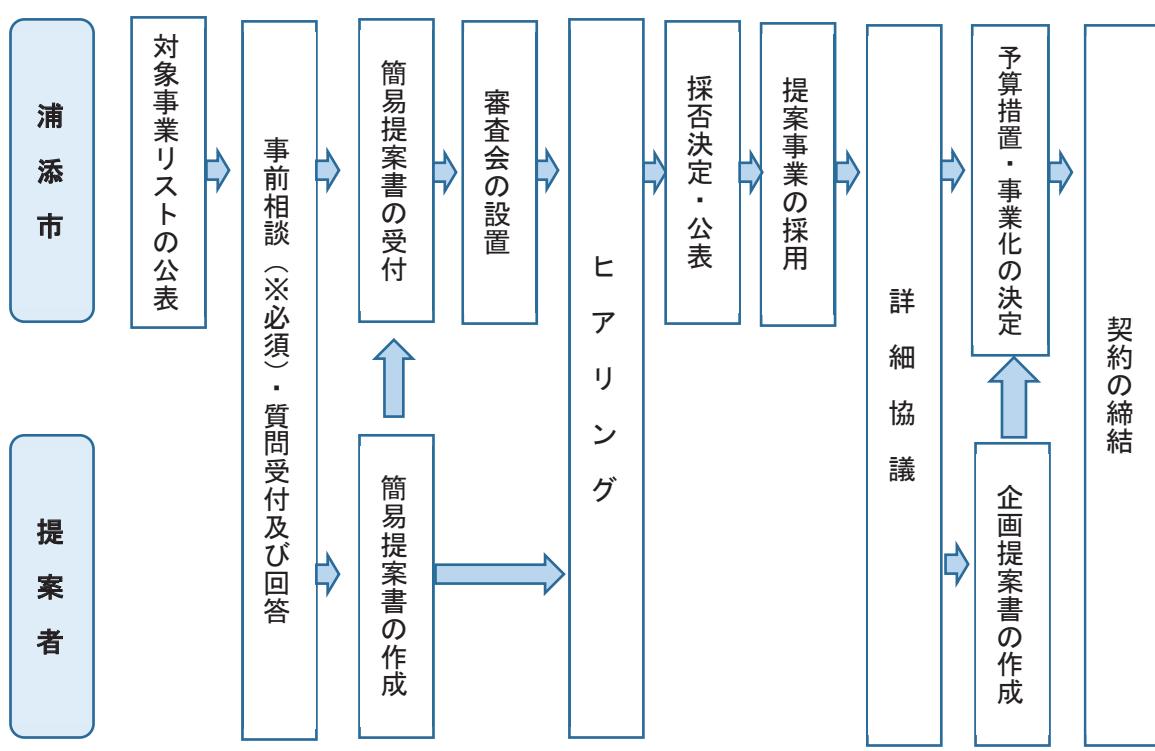
なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

(4) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結します。

民間提案制度の実施フロー



提案制度の目的

- 市民サービスの向上
- 地域経済の活性化
- 財政負担の軽減 など

提案制度に期待する効果

- 業務の質や市民サービスの向上
- 事務の効率化
- コストの縮減・平準化 など

6 事務局

本制度に関する事務局は、次のとおりです。

所在地 901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号

担当窓口 浦添市財務部行財政改革推進課

電話番号 098-876-1207 (直通)

Eメール gyoukaku@city.urasoe.lg.jp

令和4年度 浦添市民間提案募集要項

1 対象事業リスト（提案募集の対象事業）

No	事業名 ※担当課名	事業の目的（概要）	事業化の条件等
1-1	自由提案型 公共FM推進事業 【各施設対象】	<p>公共FM施策に関する自由提案を募集し、公有資産の有効活用を図る。</p> <p>【想定する事業】 ・余剰スペースの有効活用など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に採用された民間提案に関する事業でないこと。 市の事務事業に支障のない提案であること。 新たな本市の費用負担が生じないこと（ただし、広告収入等で財源を創出する提案や現行予算の流用は可。） 単に自社製品等の斡旋や既存事業を安価に受託しようとする提案でないこと。
1-2	市本庁舎デジタル サイネージ等設置 管理事業 ※契約検査課	<p>【想定される場所】 市本庁舎外壁や本庁舎敷地の 余剰スペースの有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の事務事業に支障のない提案であること。 新たな本市の費用負担が生じないこと（ただし、広告収入等で財源を創出する提案や現行予算の流用は検討可。） 単に自社製品等の斡旋や既存事業を安価に受託しようとする提案でないこと。 浦添市屋外広告物条例など、関係法令を遵守すること。
2	自由提案型 効果的・効率的な 行政サービス	効果的・効率的な行政サービスを民間事業者が実施することで、市民サービスの向上、業務の質の向上・効率化、財政負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> すでに外部委託している業務をそのまま受託する提案でないこと。 市民サービスの向上や業務の質の向上・効率化につながる提案であること。 新たな本市の費用負担が生じないこと。
3	PCサブスクリプション型活用事業 ※情報政策課	<p>機器の調達から運用・管理・保守・リプレースというIT機器のライフサイクルにかかる「費用と労力」の低減を行い、遊休資産を抱えることなく、費用の平準化を図る。</p> <p>【当初予算額】※令和2年度の長期継続契約時の参考情報 259,485,000円（5年契約）※ 51,897,000円（年間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市のシステム管理者における負担が低減されること (セットアップから運用、保守、回収消去までライフサイクルをサポート) 定期的な機器のアップグレードが容易になり、PCの処理能力を高めて、市の職員の生産性向上ができる 機器の老朽化により、定期的に発生する費用の平準化をすること 機器の返却の際、記憶装置の記録データ消去ソフト消去とハード消去（磁気破壊）のいずれか選択の上、消去ができること

4	窓口業務包括委託 ※行財政改革推進課	<p>現在、会計年度任用職員が担っている窓口業務のうち、民間事業者に委託する事が可能な業務について、民間委託を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託に関する総務省通知等を遵守すること。 ・労働関係法令に抵触しないこと。 ・すでに民間委託している業務をそのまま受託する提案ではないこと。 ・費用対効果の見込める提案であること。
---	-----------------------	--	--

2 提案者

(1) 提案者の要件

提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、民間提案制度の目的を達成する意思を持つ民間企業、N P O 法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除きます。

(2) 提案者になれない民間事業者等

次のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び提案者の構成員となることがでません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに浦添市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 29 日条例第 14 号）に基づく排除措置に該当する者
- ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをしている者、または民事再生法等に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
- ⑤ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

3 実施スケジュール及び応募方法

(1) 実施スケジュール

対象事業リストの公表	令和 4 年 5 月 2 日（月）
事前相談・質問受付	令和 4 年 5 月 2 日（月）～6 月 30 日（木）
簡易提案書の受付期間	令和 4 年 6 月 20 日（月）～7 月 29 日（金）
ヒアリング	令和 4 年 8 月中旬までに適宜実施
提案事業の採否決定	令和 4 年 8 月下旬
詳細協議	令和 4 年 9 月～11 月（目安）
事業化の決定	①令和 5 年 4 月 1 日以降（予算化が必要なもの） ②協議が整い次第（予算化が必要ないもの）

(2) 事前相談（※必須）

提案内容の実現可能性について検討するため、事前相談を行います。事前相談では、アイデア段階での相談を想定しておりますので、詳細な提案書等の資料をご準備する必要はありません。

① 相談方法

本市 HP 電子申請システム（デジタル申請窓口）からお申し込みください（電子申請システムをご利用する際には、事前に事業者の登録が必要です）。事前相談の日程については、個別に連絡します。

② 受付期間

令和4年5月2日（月）～6月30日（木）までの午前9時から午後5時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

(3) 質問受付及び回答

① 質問方法

民間提案制度に関する質問又は対象事業に関する質問がある場合は、電子申請システムからお申し込みください。

② 質問受付期間

令和4年5月2日（月）～6月30日（木）までの午前9時から午後5時まで。（ただし、土日・祝祭日を除く。）

③ 回答方法

「制度に関する質問」に対する回答は、本市ホームページで順次公表します。なお、「事業に関する質問」に対する回答は、提案内容に関わる事項に及ぶことから、質問者へ個別に回答します。

(4) 簡易提案書等の書類提出

簡易提案書（様式第1号）に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて電子申請システムから提出してください。

① 受付期間

令和4年6月20日（月）～7月29日（金）までの午前9時から午後5時まで。
(ただし、土日・祝祭日を除く。)

② ヒアリング日程

簡易提案書を受け付け後、個別にヒアリングの日程を調整いたします。

4 提案事業の採否

(1) ヒアリングの実施

提案事業の採否については、本市が設置する審査会において提案書やヒアリングを基

に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

(2) 審査の視点

審査項目		視点
制度の理解度	将来性	公民連携を広めていけるか。
	地域性	地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済の活性化が図れるか。
実現性	安定性・実現性	継続事業ができるよう経営基盤が安定しているか。
	効率性・効果性	市のコスト縮減や平準化、または収入の増加が見込まれ、かつ市民サービスの向上が図られるか。
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。
独創性・その他		独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
		地域雇用への配慮や地域経済の活性化を図る工夫があるか。
		行政が実施するよりも市民サービスの向上が図られる工夫があるか。
		提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。

(3) 提案事業の採否決定と公表

本市は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

5 事業化までの手続

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続については、次の手順で行います。

(1) 事業化・契約締結までの手続

- ① 採用された提案事業の提案者は、市と必要に応じて協定書を締結し、事業化に向けた詳細協議を行います。なお、協議が整わない場合は、事業化を見送ることとなります。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結します。なお、契約締結及び事業の実施時期は令和5年4月1日以降となります。

(2) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から③までの書類を提出してください。①～⑧については正本1部（各種証明書はコピー可、発行日より3ヶ月以内のもの）、⑨については、本市が指定する部数（うち、正本1部）を提出してください。なお、提出時期等は協議の中で決定します。※副本はコピー可

- ① 提案団体調書（様式第2号）、提案団体状況表（様式第3号）
- ② 印鑑証明書
- ③ 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
- ④ 市町村税の滞納のない証明書（事業所のある市町村発行）
- ⑤ 都道府県税完納証明書（全税目の滞納のないことを確認できる証明書）
- ⑥ 国税納税証明書（様式その3の3）
- ⑦ 構成員、責任の範囲を定めた協定書等（任意様式）※共同事業体の場合
- ⑧ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書※必要に応じて提出
- ⑨ 企画提案書（任意様式）

簡易提案書に応じた提案内容及び詳細協議で確認した事項等を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

6 留意事項

（1）費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

（2）提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

（3）特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

（4）情報公開

浦添市情報公開条例に基づき情報公開請求があった場合は、提出書類等の一部又は全部を公開することができます。

（5）提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届書（様式第4号）を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

(8) 各種法令の遵守、景観への配慮

建築物、工作物の設置、改修等を行う場合は、建築基準法、景観法、屋外広告物法その他関係法令を遵守してください。また、公共施設の有効活用の際には景観への配慮について検討してください。

(9) 市内事業者の優先発注

提案者の構成員又は事業実施に際して採用する業者には、可能な範囲で市内業者を採用するように努めてください。

HP 電子申請システム（デジタル申請窓口）二次元バーコード（※電子申請システムをご利用する際には、事前に事業者の登録が必要です）

